

大麦加工品の認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県で生産された六条大麦（飼料用に供されないもの）、二条大麦（飼料用又は醸造用に供されないもの）又ははだか麦（飼料用に供されないもの）（以下、「大麦」という。）を用い、県内の加工施設で製造された大麦加工品に適用する。

(定義)

第2 この基準において、「大麦加工品」とは、大麦を原料とし、精麦（押し麦等加工したものを含む）したもの又は製粉したものをいう。

(品質及び品質表示)

第3 大麦加工品の品質及び表示の基準は、「食品表示法」（平成25年6月28日法律第70号）の食品表示基準等、食品の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	食品添加物 以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと 1 県内で生産された大麦のうち、次の基準を満たすもの（用語の定義については、農産物検査法（昭和26年4月10日法律第144号）に基づく農産物規格規程（昭和26年4月19日農林省告示第133号）を準用する。） （1）水分 13.0%以下 （2）精麦したものの製造に用いる大麦にあつては、被害粒、熱損粒、異種穀粒及び異物の計 5.0%以下
	食品添加物	使用していないこと。

(関係法令の遵守)

第4 大麦加工品の製造、表示にあたっては、第3に定めるほか、関係法令を遵守すること。

附 則

この基準は、平成31年3月29日から適用する。